

子どもや親のSOSを地域全体で受け止める体制づくりを

虐待は、子育てをしていたら誰にでも起こりうること。まず、そのことを市や地域全体で理解し、受け止めることが大切です。

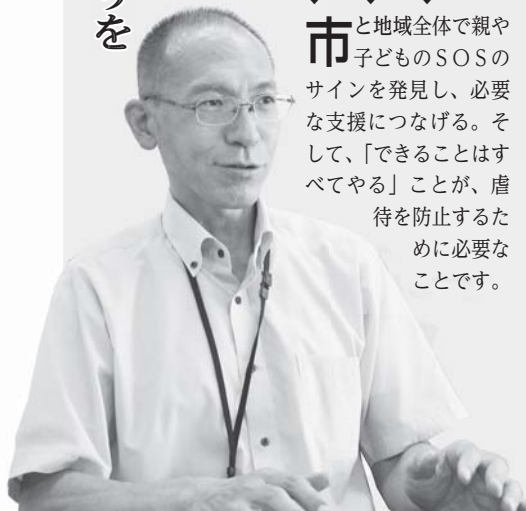
児童虐待の相談や通告があった場合には、官民のさまざまな関係機関で構成する「要保護児童対策地域協議会」で状況把握を行うとともに、支援策を検討し、関係機関が連携しながら対応にあたります。

児童虐待などにより見守り支援が必要な家庭は、生活困窮やいじめ、不登校など、複合的な課題を抱えている場合が多くあります。

地域福祉教育総合支援システムを、市が平成28年に立ち上げ、包括的相談員(エリアディレクター)や各地域の「まちの保健室」職員が、ワンストップで児童虐待や子育てなど複合的な相談に対応。民生委員・児童委員、警察、児童相談所などと必要に応じて連携を取りながら解決を図っています。

また、まちの保健室では、妊娠から出産・育児期まで伴走型の相談支援を行っているほか、地域の子育て広場などでは、民生委員・児童委員、ボランティアなどの協力により、子育て中の親子を支え合う居場所が設けられています。

市と地域全体で親や子どものSOSのサインを発見し、必要な支援につなげる。そして、「できることはすべてやる」ことが、虐待を防止するために必要なことです。

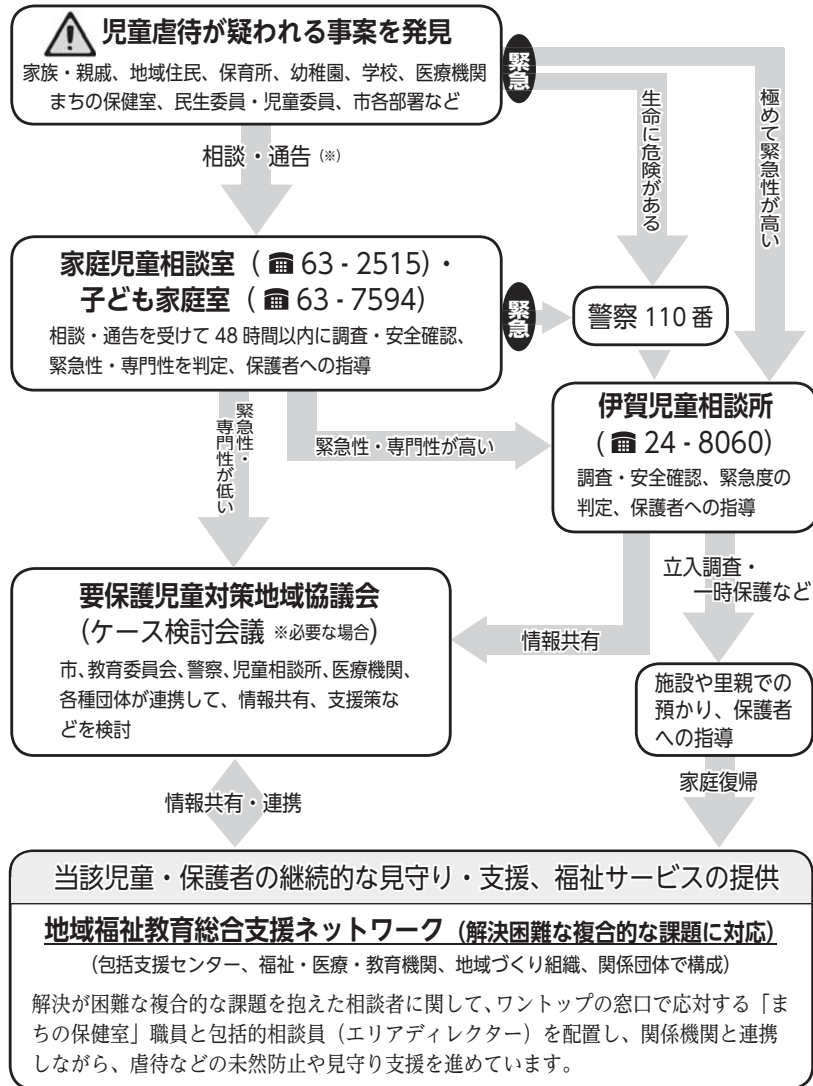


子ども家庭室 担当室長 由川 晃規

虐待防止の体制づくり

児童虐待に関する相談・通告があった場合、市はどのような体制で支援を行うのか、また、虐待の未然防止や早期発見のための市の取組などについてご紹介します。

児童虐待の相談・通告から見守り・支援までの流れ



(※) 地域の身近な相談先(子育ての悩みや相談も受付)

- 各地区の民生委員・児童委員、主任児童委員(委員の連絡先に関する問い合わせは医療福祉総務室 ☎63-7579へ)
●各地区のまちの保健室(連絡先は地域包括支援センター ☎63-7833へ)

地域での見守り支援を強化

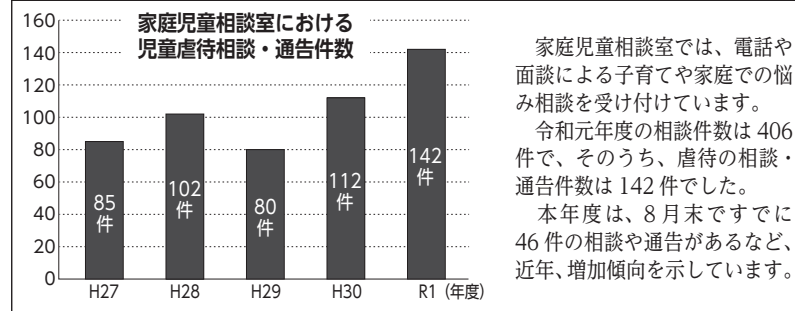
— 10月から「なばりこども食堂」に委託 —

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、その感染拡大に伴い、地域・近所同士の交流や活動の機会が減少している中で、子どもの見守り機会が減少しています。市は本年10月から、見守り支援が必要な子どもの居宅を訪問して子どもなどの状況を把握し、必要に応じて食事を提供したり、生活指導や学習習慣の定着を進めたりする事業を始めたいです。この事業は、行政だけでなく、さまざまな地域ネットワークを総動員し、支援の必要性が高い子どもなどを定期的に見守る体制を強化する国の「子ども見守り強化アクションプログラム」に基づき実施するものです。「なばり」で月1回開かれていた「なばりこども食堂」では、食事をする時間を通して、子どもや保護者が楽になれたり、不安や悩みを相談できる居場所づくりを目指して活動していますが、同時に、子どもたちの様子や変化を察知する「気づきの拠点」となっています。(※なばりこども食堂は、新型コロナウイルスの感染拡大のため、現在、規模を縮小して活動しています。)

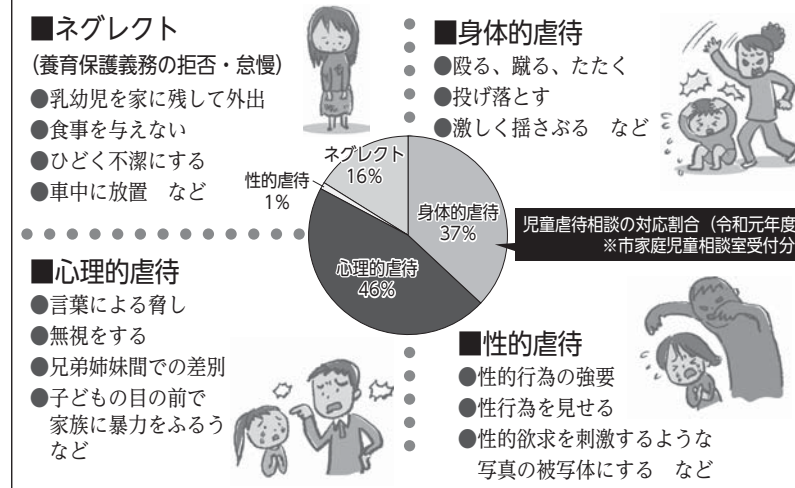
「児童虐待」の実態は？

名張市の児童虐待の状況やそもそも「児童虐待」とはどのようなものか、虐待としつけの違いや子どもへの影響などについてご紹介します。

名張市でも児童虐待相談の対応件数が増加



たたくだけではない。これらはすべて「虐待」



虐待が子どもに及ぼす主な影響

- 身体への影響…外傷、低身長・低体重、栄養不足
■知的発達への影響…ことばの遅れ、学習の遅れ
■人格形成への影響…情緒不安定、自尊心の低下、不安定な人間関係、暴力的な行動、不安定な対人関係
■世代間の連鎖…自分の子どもへの虐待
◎子どもをたたいたり怒鳴ったりすることは、子どもの脳の発達に深刻な影響を及ぼす場合があります。

全国的な傾向として児童虐待の対応件数は年々、増加しています。核家族化などを背景に、単に虐待件数が増えたという見方も考えられますが、虐待防止についての住民の皆さんの認識が広がっていることも要因の一つかもしれません。

しかし、虐待に苦しんでいる子どもは「氷山の一角」。虐待は家庭内で起こることが多く、発見が遅れてしまうことがあります。今年は、外出自粛や接触を避ける「新たな生活様式」で、周囲の目が届かず、潜在化しているおそれがあります。

虐待を受けている子どもだけでなく、実は親の方が育児に悩んでいたりと、DV(配偶者からの暴力)などで苦しんでいる場合があります。子育てに一生懸命だからこそ感情的になったり、「どうにかしなくてはいけない」と追い詰められ、誰にも相談できないまま、結果的に虐待に発展してしまうことも起きています。

育児の不安や悩みを周りの人に気軽に相談でき、周りの人も受け止めてあげられるような環境をつくり、親子を孤立させないことが大切だと思います。名張市には、地域ぐるみで子育てを支え合うしくみや身近に相談できる場所が充実しています。地域の皆さんには、子育て中の親子を見かけたら声をかけていただき、親子で「楽」になれる居場所や相談場所につなげてあげてほしいですね。



伊賀児童相談所 堀川 芳裕 さん

悩んでいる親が「楽」になれる居場所に繋げてあげてほしい。

しつけを名目にした体罰は「虐待」です — 4月から法律で規定 —

児童虐待防止法などの改正に伴い、4月から「親がしつけの際に体罰を行うことを禁止」されています。「しつけ」とは、社会のルールやマナーなど、子どもが自立して生きていくために必要なことを身に付けられるよう働きかけること。「子どものため」と思っても心身を傷付けるものは「虐待」です。

×虐待
×保護者が感情に任せて子どもをコントロールする
×心や身体を傷付ける
×成長や発達を無視した過剰な要求

○しつけ
○子ども自身が感情や行動をコントロールできるように、落ち着いた教える
○成長や発達にそった働きかけ